

第12回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成30年5月25日(金曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|-----|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第2 | 会期決定について | |
| 第3 | 会務報告 | |
| 第4 | 報告第31号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 6件 |
| 第5 | 報告第32号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 4件 |
| 第6 | 報告第33号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第7 | 報告第34号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第8 | 報告第35号 農用地利用関係調整・あっせん申出の取りやめについて | 1件 |
| 第9 | 議案第50号 現況証明願について | 1件 |
| 第10 | 議案第51号 農業振興地域整備計画の変更について | 7件 |
| 第11 | 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第12 | 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第13 | 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第14 | 議案第55号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 19件 |

○出席委員(15名)

1番	澁谷 洋 君	2番	高松 俊男 君	4番	橘 澄子 君
5番	嶋中 勝 君	6番	甲斐やす子 君	7番	森田 享子 君
8番	大泉 義明 君	9番	渡邊 裕義 君	10番	平間 清 君
11番	類瀬 正幸 君	12番	熊谷 英二 君	13番	津野 斉 君
14番	笛木 眞一 君	15番	高橋 政寿 君	16番	佐瀬日出夫 君

○議事参与の制限を受けた委員(3名)

■番 ■■■■■ 君 ■■番 ■■■■■ 君 ■■番 ■■■■■ 君

○欠席委員(1名)

3番 高原 文男 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君
主任 高橋 望 君

振興係長 若松 務 君
主事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第12回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時10分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

12番・熊谷君 14番・笛木君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第12回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第31号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第31号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容6件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、■■■番・■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(■■■■■君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

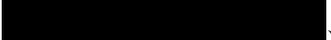
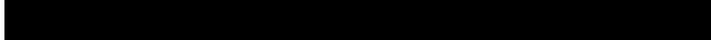
報告第31号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知が

あったので報告致します。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり6件であります。

番号1。

賃貸人、、さん。
賃借人、、さん。

土地の表示、字クチョロ原野219-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、224, 617㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成29年6月2日。

契約期間は、平成29年6月2日から平成34年6月1日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年4月16日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

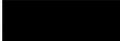
これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

（君復席）

お諮り致します。

番号2から番号6まで内容5件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号6まで内容5件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君）はい。

番号2について説明させていただきます。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字オソツベツ254-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、13, 709㎡外3筆、合計の面積が93, 535㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日は、平成27年6月1日。

契約期間は、平成27年6月1日から平成32年5月31日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年3月12日であります。

なお、番号3から番号6まで設定内容がすべて賃貸借でありますので、説明を省略させていただきます。

なお、番号3と番号4ですが賃貸人、契約年月日、契約期間、賃貸借の解約が合意された年月日が、番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字オソツベツ259-3の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、23,823㎡。

番号4。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字オソツベツ原野21の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、19,000㎡外2筆、合計面積が50,130㎡です。

番号5。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別690-18。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、47,696㎡外7筆、合計の面積は82,275.22㎡です。

契約年月日は、平成26年6月30日。

契約期間は、平成26年6月30日から平成36年6月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成30年5月8日であります。

なお、番号6につきまして賃貸人、契約年月日、契約期間、賃貸借の解約が合意された年月日が、番号5と同じですので説明を省略させていただきます。

番号6。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別原野636-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、28,218㎡外3筆、合計の面積は67,022㎡。

以上であります。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号2から番号6まで内容5件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号6まで内容5件は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第31号内容6件は報告のとおり承認されました。

◎報告第32号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第32号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容4件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第32号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり4件となっております。

番号1。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、53.3ha。

指名年月日、平成30年4月16日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、大泉委員、渡邊委員、笛木委員。

なお、番号2、3につきまして、あっせん申出者が番号1と同じであるため、説明を省略させていただきます。

番号2。

申出面積、9.7ha。

指名年月日、平成30年4月26日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、澁谷委員、高松委員、平間委員、高橋委員。

なお、番号3につきまして、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4につきましても、申出の種類が番号2と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号3。

申出面積、64.7ha。

番号4。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、14.9ha。

指名年月日、平成30年5月9日。

指名あつせん委員、大泉委員、笛木委員、森田委員、渡邊委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号4まで内容4件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第32号内容4件は報告のとおり承認されました。

◎報告第33号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。報告第33号、農用地譲渡申出に係るあつせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第33号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあつせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あつせん譲渡申出者、
さん。

あつせん委員長、高橋委員。

あつせん委員、澁谷委員、高松委員、平間委員。

報告年月日、平成30年5月1日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字クチョロ原野227-2。

現況地目、畑。

面積、72,014㎡外2筆、合計面積が97,922㎡となっております。

価格、2,630,000円。

譲受人氏名、
さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

続いて、土地の所在、字クチョロ原野118-1。

現況地目、畑。

面積、31,902㎡外21筆、合計面積が647,028㎡となっております。

価格、12,922,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

合計25筆、合計面積は744,950㎡、合計の価格が15,552,000円となっております。

番号1につきましては、あっせん委員長である高橋委員より、結果について報告を願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋君） 15番・高橋です。

報告第33号、番号1について報告致します。

4月26日に、あっせん委員の指名があり、5月1日に澁谷委員、高松委員、平間委員と私と事務局より相撲局長、湊谷主事で役場中会議室において、第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長には、私が互選されました。

本件は、平成25年度に農地保有合理化事業により、公益財団法人 北海道農業公社の取得した農地を、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんが借上げ、今年度公社より売渡を受ける案件です。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第33号内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第34号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。報告第34号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第34号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]さん。

あっせん委員長、大泉委員。

あっせん委員、渡邊委員、笛木委員。

報告年月日、平成30年5月11日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別430-1。

現況地目、畑。

面積、63,857㎡外7筆、合計面積は224,163㎡となっております。

年間賃借料、308,140円。

借受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から平成35年2月28日までとなっております。

続いて、土地の所在、字虹別原野237-3。

現況地目、畑。

面積、70,341㎡外10筆、合計面積は188,813㎡となっております。

年間賃借料、258,260円。

借受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

賃貸借期間につきましては、先ほどと同じであります。

続いて、土地の所在、字虹別438-6。

現況地目、畑。

面積、120,600㎡。

年間賃借料、167,100円。

借受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

賃貸借期間につきましては、先ほどと同じであるため、説明を省略させていただきます。

合計20筆、合計面積は533,576㎡となっております

なお番号1につきましては、あっせん委員長であります大泉委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

報告第34号、番号1について報告致します。

5月11日に役場小会議室において、あっせん委員会を行い、あっせん委員には笛木委員、渡邊委員と、私が指名され事務局より相撲局長、湊谷主事が出席しあっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、XXXXXXXXXXさんより、あっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に取得予定のXXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんへ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第34号内容1件については報告のとおり承認されました。

◎報告第35号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。報告第35号、農用地利用関係調整・あっせん申出の取りやめについて、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第35号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出の取りやめについて、農用地利用関係調整・あっせん申出について別紙のとおり取りやめがあったので報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん申出取りやめ者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出面積、42.6ha。

指名年月日、平成30年4月16日。

申出の種類、売買。

取りやめ申出年月日、平成30年5月9日。

取りやめ面積、42.6ha。

取りやめの理由、都合により。

なお、これにつきましては、平成30年4月25日開催の第11回総会におきまして、報告第29号番号7で、あっせん委員の指名について審議されたものです。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告35号内容1件については報告のとおり承認されました。

◎議案第50号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第50号、現況証明願について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第50号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件であります。

番号1。

土地の所在、字虹別原野59線128-4の内。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、553.50㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、未利用地。

所有者名は、XXXXXXXXXXさん。

申請者名は、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、森田委員、大泉委員、渡邊委員、笛木委員。

調査年月日は、平成30年5月14日であります。

なお、調査結果につきましては、笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第50号、番号1について報告致します。

5月9日付けで、調査依頼があり5月14日に調査してまいりました。

調査委員といたしましては、森田委員、大泉委員、渡邊委員、事務局からは若松係長と私で現地調査を行ってまいりました。

現地の状況は、配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

この土地は、30年以上前から施設用地であり、一部パドックその他未利用地となっております。

現地調査の結果、農地、採草放牧地以外であることを確認しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第50号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第51号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第51号、農業振興地域整備計画の変更について、内容7件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

議案第51号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり7件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別原野63線104番1。

現況地目、畑。

面積、9,409.41㎡外1筆、合計の面積が17,960.32㎡。

事業計画の名称、牛舎及び農業用施設の建設、作業敷地の確保。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、牛舎777.6㎡、スタック2,160㎡、パドック3,780㎡、ロール置場2,800㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号1につきましては、調査委員であります笛木委員から報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第51号、番号1について報告致します。

5月11日に事務局より調査の依頼があり、5月17日に大泉委員、森田委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の3ページから5ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXXで酪農を営む、XXXXXXXXXXさんが所有地に農業用施設を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

変更しようとする内容及び、目的、計画については記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地等以外の代替地がなく、周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

申請者は、土地の借受者であり、[]で[]を行う予定の[]さんが売主である[]さんの土地に、農業用施設を建設するために、農振農用地区内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられました11番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） あの、素朴な疑問なんですけど、この[]という名前の意味がわかれば、代表者が誰なのかわかれば教えて下さい。

○会長（佐瀬日出夫君） 農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

[]さんの代表につきましては、[]さんが代表となっております。

意味なんですけれども、前に聞いたのは、「[]」が[]を表していて、「[]」の意味が[]をおっしゃってました。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） わかりました。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

（[]君復席）

続いて番号3を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3について説明させていただきます。

区分、除外。

地番、字阿歴内原野南3線157番地2。

現況地目、畑。

面積、1,175.97㎡。

事業計画の名称、農家住宅建設事業。

事業主体、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅249.48㎡。

土地所有者、[REDACTED]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通しについては、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号3につきましては、調査委員であります類瀬委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・類瀬君。

○11番（類瀬正幸君） 11番・類瀬。

議案第51号、番号3について報告致します。

5月11日に事務局より調査の依頼があり、5月16日に甲斐委員、橘委員、私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の6ページから8ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、[REDACTED]で[REDACTED]を行う予定の[REDACTED]さんが農家住宅を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、住宅の建設地とすることは妥当と判断し、問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

周辺にも、代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

番号4について説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字多和330番地1。

現況地目、原野。

面積、9,863.76㎡となっております。

事業計画の名称、育成舎・パドック・ロール置場施設整備。

事業主体、
、
さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、育成舎874.8㎡、パドック4,721.24㎡、ロール置場1,460.39㎡。

土地所有者、
さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号4につきましては、調査委員であります嶋中委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第51号、番号4について報告致します。

5月16日に事務局より調査の依頼があり、5月22日に森田委員、渡邊委員と、事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の9ページから11ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、
在住の
さんが、申請地に農業用施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には、農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたします。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号5について説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別原野1番地1。

現況地目、畑。

面積、1,924.03㎡となっております。

事業計画の名称、D型倉庫・ロール置場施設整備。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、D型倉庫194.4㎡、ロール置場1,058.23㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号5につきましては、調査委員であります笛木委員より、報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木。

議案第51号、番号5について報告致します。

5月11日に事務局より調査の依頼があり、5月17日に森田委員、大泉委員と、事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の12ページから14ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXXで酪農を営むXXXXXXXXXXさんが申請地に農業用施設を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には、農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号6について説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字上チャンベツ原野東3線東12番地2。

現況地目、牧場。

面積、684.44㎡外3筆、合計面積が2,794.81㎡となっております。

事業計画の名称、ロール置場整備事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、ロール置場2,794.81㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通しについては、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号6につきましては、調査委員であります甲斐委員より、報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 6番・甲斐君。

○6番(甲斐やす子君) 6番・甲斐です。

議案第51号、番号6について報告致します。

5月11日に事務局より調査の依頼があり、5月16日に橋委員、類瀬委員、津野委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の15ページから17ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXXで酪農を営むXXXXXXXXXXさんが申請地をロール置場にするため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には、農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号6について事務局の説明、並びに現地調査にあたられ

ました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号7について説明させていただきます。

区分、除外。

地番、字虹別原野59線128番地3。

現況地目、宅地。

面積、743.37㎡外1筆、合計面積が1,296.87㎡となっております。

事業計画の名称、農家住宅建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅99.3㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通しについては、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外に代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号7につきましては、調査委員であります笛木委員より、報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木。

議案第51号、番号7について報告致します。

5月9日に事務局より調査の依頼があり、5月14日に大泉委員、渡邊委員、森田委員と私と事務局より若松係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから2ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXX在住のXXXXXXXXXXさんが農家住宅を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、住宅の建設地とすることは、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認しております。

当該地は、周辺に代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号7について事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

以上をもって、議案第51号、内容7件は原案可決されました。

◎議案第52号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請についてを内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第52号についてご説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

譲渡人、

さん。

譲受人、

さん。

土地の所在、字多和330-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、14,366㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金600,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が2名、譲受人が1名。

畑、採放地につきましては、譲渡人が169,685㎡、譲受人が69,824㎡、全地が借入地となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1につきまして、調査委員であります嶋中委員より報告をよろしくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第52号、番号1について報告致します。

5月16日に、事務局より調査の依頼があり、5月22日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の■■■■さんは、相手方の要望により農地を譲渡し、譲受人の■■■■さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

権利を取得する、■■■■さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

■■■■さんが申請地を取得後の農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認致しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

■■■■さんの農地所有面積は申請地を含め、合計面積が6.2haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各項の要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2につきましてご説明させていただきます。

譲渡人、■■■■、■■■■さん、■■■■さん。

譲受人、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字ルルラン39-25。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,274㎡外10筆、合計面積は128,350㎡となっております。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金 1, 100, 000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が1名、譲受人が1名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が128, 350㎡、譲受人が94, 092㎡うち借入地が全地になります。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号2につきましては、調査委員であります類瀬委員より報告をよろしくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・類瀬君。

○11番（類瀬正幸君） 11番・類瀬。

議案第52号、番号2について報告致します。

5月8日に、事務局より調査の依頼があり、5月16日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[]さんの[]さんは、相手方の要望により農地を譲渡し、譲受人の[]さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

権利を取得する、[]さんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

[]さんが申請地を取得後に、この農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[]さんの農地所有面積は申請地を含め、合計面積が22.2haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項の各項の要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました11番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明します。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3について説明させていただきます。

番号3。

貸付人、
借受人、

土地の所在、字オソツベツ33-12。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、163,145㎡となっております。

契約の種類、使用貸借。

権利移転設定の理由、貸付人が相手方要望、借受人が粗飼料確保のため。

世帯員又は構成員、貸付人が3名、借受人が2名となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が169,685㎡、借受人が16,271㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、番号3につきまして、調査委員であります高橋委員より報告をよろしくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第52号、番号3について報告致します。

5月8日に、事務局より調査の依頼があり、5月16日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸付人のさんは、相手方要望により農地を貸付け、借受人のさんは粗飼料確保のため今回の申請となりました。

農地を借受けする、さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

さんが申請地を所得後、この農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認致しましたので、農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

さんの農地所有面積は、申請地を含めると、合計面積が約17.9haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することにより、周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項の各項の要件を満たしており、許可妥当と判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第52号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第53号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12。議案第53号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第53号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字上チャンベツ原野東3線東12-2の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、684.44㎡外3筆、合計面積は2,794.81㎡となっております。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、ロール置場の設置。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

ロール置場、2,794.81㎡となっております。

番号1につきましては、調査を橋委員、甲斐委員、類瀬委員、津野委員に依頼しておりますが、甲斐委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第53号、番号1について報告致します。

5月11日に事務局より調査の依頼があり、5月16日に橋委員、類瀬委員、津野委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の15ページから17ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者はXXXXXXXXXXで営農するXXXXXXXXXXさんが、ロール置場の建設をするため農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画につきましては、記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断を致します。

周辺農地へ及びす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2についてご説明させていただきます。

番号2。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXさん。

土地の所在、字虹別原野63線104-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,409.41㎡外1筆、合計の面積が17,960.32㎡となっております。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、農業用施設の建設、作業スペースの確保。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

牛舎1棟、777.60㎡。

パドック、3,780㎡。

スタック3基、2,160㎡。

ロール置場、2,800㎡。

作業スペース、8,442.72㎡。

事業費、10,077,622円となっております。

なお、番号2につきましては、調査委員を大泉委員、森田委員、笛木委員に依頼しておりますが、
笛木委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第53号、番号2について報告致します。

5月11日に事務局より調査の依頼があり、5月17日に大泉委員、森田委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の3ページから5ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者はXXXXで営農するXXXXさんが、農業用施設の建設をするため農地の永

久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画につきましては、記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断を致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第53号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第54号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第13。議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

なお、■■■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■■■■君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第54号についてご説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

所有者、■■■■、■■■■さん。

転用者、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字阿歴内原野南3線157-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、29,276.00㎡となっております。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、所有権移転。

転用目的、乾草庫、育成舎、哺育舎、処理室、管理室、導入舎、隔離舎、農家住宅、飼料庫、堆肥舎、尿溜め施設の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

転用面積、乾草庫2棟729㎡、育成舎3棟6,229.98㎡、哺育舎1棟505.44㎡、処理室・管理室・導入舎・隔離舎計387.72㎡、農家住宅2棟249.48㎡、飼料庫1棟77.76㎡、堆肥舎1棟900㎡、尿溜め19.25㎡、作業スペース20,177.44㎡。

事業費、370,000,000円となっております。

なお番号1につきましては、調査委員を橘委員、甲斐委員、類瀬委員に依頼しておりますが、類瀬委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・類瀬君。

○11番（類瀬正幸君） 11番・類瀬。

議案第54号、番号1について報告いたします。

5月11日に事務局より調査の依頼があり、5月16日に橘委員、甲斐委員と私、事務局より相撲局長と、湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料6ページから8ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は■■■■で■■■■を行う予定である、■■■■さんで、売主の■■■■さんの土地に、農業用施設と農家用住宅の建設を目的とし、転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を継続するために必要な施設の建設ということから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました11番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は原案可決されました。

(君復席)

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

番号2。

所有者、 、 さん。

転用者、 、 さん。

土地の所在、字虹別原野1-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,924.03㎡となっております。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、D型倉庫、ロール置場施設の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

転用面積、D型倉庫1棟194.40㎡、ロール置場1,058.23㎡、作業スペース671.40㎡となっております。

事業費、3,110,400円となっております。

なお、番号2につきましては、調査委員を大泉委員、森田委員、笛木委員に依頼しておりますが、
笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第54号、番号2について報告いたします。

5月11日に事務局より調査の依頼があり、5月17日に大泉委員、森田委員と私、事務局より
相撲局長と、湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料12ページから14ページに記載されておりますのでご覧下さい。

申請者は で酪農を営む さんで、貸主の さんの土地に、農業用施設の建設を
目的として、転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確
認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当
な面積と判断致します。

周辺農地へ及びす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を継続するために必要な施設の建設と
いうことから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられ

たました 14 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は原案可決されました。

以上をもって、議案第54号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第55号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第14。議案第55号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容19件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号5まで、内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで、内容5件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

議案第55号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり19件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

さん

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字クチョロ原野118-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、31,902㎡外21筆、合計の面積は647,028㎡です。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成30年5月29日。

対価の支払期限は、平成30年7月31日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、12,922,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号5につきまして、利用権の設定等をする者が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、番号2につきまして、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字クチョロ原野227-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、72,014㎡外2筆、合計の面積が97,922㎡。

価格は、2,630,000円であります。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字虹別原野237-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、70,341㎡外10筆、合計の面積が188,813㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年5月29日から平成35年2月28日まで。

土地の引渡時期は、平成30年5月29日。

金額は、年間258,260円となっております。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号4、番号5につきまして、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号3と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字虹別438-6。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、120,600㎡。

金額は、年間167,100円であります。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字虹別430-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、63,857㎡外7筆、合計の面積が224,163㎡。

金額は、年間308,140円となっております。

なお、番号1から番号5まで、すべてあっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号1から番号5まで内容5件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで、内容5件については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号6について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野70-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,813㎡外2筆、合計の面積115,189㎡。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成30年5月29日から平成40年5月28日まで。

土地の引渡時期は、平成30年5月29日。

金額は、無償。

支払方法は、なし。

なお、現地調査につきまして、笛木委員に依頼しております。

調査結果についてご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第55号、番号6について報告致します。

5月10日に事務局より調査依頼があり、5月14日に確認調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、経営移譲に伴う新規の家族間の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、後継者に引き継ぐため農地を使用貸借するものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借り受け自給飼料の確保を図るということです。

この使用貸借契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に

利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号6について事務局の説明、並びに現地調査にあたら
れました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号7について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野59線122-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,640㎡外1筆、合計面積は99,257㎡。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成30年5月29日から平成48年11月24日まで。

土地の引渡時期は、平成30年5月29日。

金額は、無償。

支払方法は、なし。

なお、現地調査につきまして、笛木委員に依頼させておりますので、調査結果について報告をお
願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第55号、番号7について報告致します。

5月10日に調査依頼があり、5月14日に確認調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、経営移譲に伴う新規の家族間の使用貸借権の設定であり、記載
のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、後継者に引き継ぐため、使用貸借するものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け自給飼料の確保を図るということです。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号7について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号8について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別406-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、38,892㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年5月29日から平成35年5月28日まで。

土地の引渡時期は、平成30年5月29日。

金額は、年間124,000円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号8につきましては、笛木委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果についてご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第55号、番号8番について報告致します。

5月10日に事務局より調査依頼があり、4月14日に確認調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手方の要望により、農地を貸付するものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受自給飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号8について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号9について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字中チャンベツ242-94。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、22,589㎡。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成30年5月29日から平成60年5月28日まで。

土地の引渡時期は、平成30年5月29日。

金額は、無償。

支払方法は、なし。

なお、番号9につきまして、甲斐委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第55号、番号9について報告致します。

5月10日付けで調査の依頼がありまして、5月14日に確認調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、XXXXXXXXXXで農地を使用貸借するものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、安定した粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号9について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号10について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字チャンベツ19-24。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、73, 127㎡外7筆、合計の面積が176, 789㎡です。

利用権設定等の種類は、貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年5月29日から平成35年5月28日まで。

土地の引渡時期は、平成30年5月29日。

金額は、年間565, 700円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号10につきましては、甲斐委員に現地調査を依頼させておりますので、調査結果について、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第55号、番号10について報告致します。

5月10日付けで調査依頼がありまして、5月14日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手方の要望により、農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、安定した粗飼料の確保を図るということです。

利用権設定等の農地については、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。
貸主の■■■■さんは、相手方要望のために農地を貸付するものです。
借主の■■■■さんは、安定した粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号11について事務局の説明、並びに現地調査にあたらされました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

今の報告の中で、30年から40年と10年間の貸借なんですけれども、無償という形になっております。

これは何か訳があるのでしょうか。

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩致します。

休憩 午前11時54分

再開 午前12時04分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

■■■■さんは、今まで農地を管理していましたが、現在は管理が難しくなりましたので、使用貸借をして農地を荒らさないで、■■■■さんに管理していただきたいと聞いておりました。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

（■■■■君復席）

続いて番号12を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号12について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。

利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■

さん。

土地の所在、字クチョロ原野 2 1 9 - 1 の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、2 2 4, 6 1 7 m²。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成 3 0 年 5 月 2 9 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで。

土地の引渡時期は、平成 3 0 年 5 月 2 9 日。

金額は、年間 4 4 9, 0 0 0 円。

支払方法は、毎年 1 0 月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号 1 2 につきましては、高松委員に現地調査を依頼をさせていただいておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2 番・高松君。

○2 番（高松俊男君） 2 番・高松です。

議案第 5 5 号、番号 1 2 について報告致します。

5 月 1 0 日付けで事務局より調査依頼がありまして、5 月 1 4 日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の [] さんは、相手方の希望により農地を貸付するものです。

借主の []、[] さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

補足ですが、この [] に、[] に [] さんは [] であります。

この賃貸借契約について、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号 1 2 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 2 番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 2 については原案可決されました。

続いて番号 1 3 を議題と致します。

なお、[] 番・[] 君は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により除斥の対象になってお

りますので、除斥を求めます。

([redacted] 君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号13について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、 [redacted]、 [redacted]、 [redacted] さん。

利用権の設定等をする者、 [redacted]、 [redacted] さん。

土地の所在、字クチョロ191-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、1,215㎡外53筆、合計面積が1,056,908㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年5月29日から平成31年5月28日まで。

土地の引渡時期は、平成30年5月29日。

金額は、年間792,681円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号13につきましては、澁谷委員に現地調査を依頼をさせていただいておりますので、調査結果について、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第55号、番号13について報告致します。

5月10日付けで調査依頼がありまして、5月15日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の [redacted] さんは、 [redacted] のため農地を貸付するものです。

借主の [redacted] さんは、農地を借受け粗飼料の安定確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号13について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号14については原案可決されました。

お諮り致します。

番号15から番号16まで、内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号15から番号16まで内容2件について、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号15について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字ルルラン31-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、32,958㎡外3筆、合計の面積が61,260㎡。

利用権設定等の種類は、貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年5月29日から平成40年5月28日まで。

土地の引渡時期は、平成30年5月29日。

金額は、年間110,000円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号16につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間が番号15と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号16。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字オソツベツ146-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、23,233㎡外11筆、合計の面積が139,500㎡。

金額は、年間277,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号15、16につきまして、類瀬委員に現地調査の依頼をさせていただいておりますの

で、調査結果をご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・類瀬君。

○11番（類瀬正幸君） 11番・類瀬。

議案第55号、番号15、16について報告致します。

5月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月16日に現地調査に行っておりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さん、[]さんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号15から番号16まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号15から番号16まで内容2件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号17から番号18まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号17から番号18まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号17について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字チャンベツ原野基線10-13の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,804㎡外4筆、合計の面積が118,697㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年5月29日から平成35年5月28日まで。

土地の引渡時期は、平成30年5月29日。

金額は、年間250,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号18につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号17と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号18。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字チャンベツ原野基線5-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,246㎡外13筆、合計面積が200,986㎡です。

金額は、年間370,000円であります。

なお、番号17、18につきまして、類瀬委員に現地調査を依頼させていただいておりますので、調査結果についてご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・類瀬君。

○11番（類瀬正幸君） 11番・類瀬です。

議案第55号、番号17、18について報告致します。

5月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月14日と15日に現地調査に行っていました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付するものであります。

借主のXXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約について、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号17から番号18まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号17から番号18まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号19を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号19について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字多和20-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、15,348㎡外9筆、合計の面積が202,223㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年5月29日から平成35年5月28日まで。

土地の引渡時期は、平成30年5月29日。

金額は、年間350,000円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号19につきましては、渡邊委員に現地調査の依頼をさせていただいておりますので、調査結果について、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第55号、番号19について報告致します。

5月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月14日に現地調査に行っておりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸契約でありまして、記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手方の希望により農地を貸付するものです。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号19について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号19については原案可決されました。

以上をもって、議案第55号、内容19件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第12回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第12回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

(午前12時25分閉会)